

# 佐賀県国民健康保険運営協議会 運営要綱の策定について

---

平成31年(2019年)1月21日

佐賀県健康福祉部国民健康保険課

# 運営要綱の概要について

## 運営要綱の策定根拠について

佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年佐賀県条例第21号）

第7条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 運営要綱に定める事項について

- 委員欠席の取扱い  
委員が協議会を欠席する場合の取扱い及び文書による意見陳述について規定。
- 会議録の作成  
会議後の議事録の作成及び委員の署名について規定。
- 書面による議事又は議決  
会長が認める場合に、書面により議事又は議決を行うことができるよう規定。

## 施行期日について

平成31年1月21日（月曜日） ⇒ 今回の協議会から適用することとしたい。

# 運営要綱(案)全文について

## 佐賀県国民健康保険法運営協議会運営要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年佐賀県条例第21号）第7条の規定に基づき、佐賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員欠席の取扱い）

第2条 委員が協議会に出席できない場合の代理出席は、これを認めない。

2 委員が協議会に出席できない場合には、あらかじめ通知のあった事案について、文書により意見を述べることができる。

### （会議録）

第3条 会長は、協議会の議事につき会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

### （書面による議事又は議決）

第4条 会長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。なお、この場合において、指定期日までに到着しない意見又は賛否は、議事又は議決に加えないものとする。

### 附 則

この要綱は、平成31年1月 日から施行する。

# (参考)佐賀県国民健康保険法施行条例【抜粋】

## 佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年佐賀県条例第21号）

### 第2章 佐賀県国民健康保険運営協議会

#### （委員の定数）

第3条 法第11条第1項の規定に基づき設置する佐賀県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員3人
- (3) 公益を代表する委員3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員2人

2 委員は、知事が任命する。

#### （会長）

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

#### （会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （庶務）

第6条 協議会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。

#### （会長への委任）

第7条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。